

In transition

The latest on IFRS 17 implementation

pwc

No. INT2019-02
8 February 2019

IFRS第17号「保険契約」の移行および適用範囲に関する懸念について、引き続き議論が行われる

IASBは、一部の貸付金の適用除外の選択および取得した発生保険金負債に関する移行における例外を提案する

目次

要約	1
背景	2
2月のIASBで議論された 議題の概要	2
重要な保険リスクを移転する 貸付金	3
移行における選択可能性と 比較情報	3
過去の報告期間の比較情報を 表示する要求事項	4
リスク軽減オプションに関する 移行措置およびその他の 包括利益累計額	4
移行—修正適及アプローチ ..	5
これまでの全修正案の概要 ..	6
予想される今後の検討	7
次のステップ	7

要約

国際会計基準審議会(以下「IASB」とする)は、2019年2月7日、国際財務報告基準(IFRS)第17号「保険契約」(以下「IFRS第17号」とする)から生じる懸念と適用上の課題について議論を継続し、以下の2つの追加修正案を提案した。

- 契約における唯一の保険リスクが、契約によって創出された債務の一部または全部の支払(例えば、貸付債務の死亡による免除)である契約全体に対して、IFRS第17号ではなくIFRS第9号「金融商品」(以下「IFRS第9号」とする)の適用の選択を企業に認める。ただし、クレジットカードに組込まれている保険リスクについては、別途検討中であり、今後の会議で議論される予定である。
- 修正適及アプローチによる移行において、企業は、保険契約が取得される以前に発生した保険金の決済に係る負債の、発生保険金に係る負債への分類を要求される。この修正は、適及アプローチを適用するための合理的かつ裏付け可能な情報を有していない場合にのみ認められる。IASBは、公正価値アプローチを適用する企業について、発生保険金に係る負債への分類を選択する取扱いを認める修正案の提案に合意した。

IASBは、変動手数料アプローチにおけるリスク軽減オプションの適及適用を禁止する、移行に関する要求事項の維持に同意した。適及適用を許容すると後知恵が使用されるため、「チェリー・ピッキング(いいところだけつまみ食いをする選択)」の機会を生み出す可能性が指摘された。しかし、IASBは、利害関係者から提起された懸念の有効性を認識し、スタッフが現在検討しているこの問題の代替的解決策に関して、将来の会合での議論を歓迎した。

残りの移行措置における問題について、IASBは、現行の要求事項の維持に同意した。

スタッフは、残された適用上の懸念および課題に関するペーパーを、潜在的なその他の問題と共に、2019年3月の会議に提出する予定である。また、IASBは、将来の会議において、すべての修正案のパッケージを検討し、2018年10月に合意した修正のための評価規準の充足についての確認と、修正案の結果として生じる追加的な開示の必要性の検討を行う予定である。依然として、公開草案は、2019年6月末頃に公表される予定である。

この「In transition」における見解は、2019年2月7日の会議からの我々の所見に基づいており、IASBが後日IASB Updateで公表する会議の正式な議事録とはいくつかの点で異なる可能性がある。

In transition 1

背景

- IFRS 第 17 号の公表に関連して、IASB は、ワーキング・グループである、移行リソース・グループ（以下「TRG」とする）を設置し、利害関係者が新基準の適用に関して提起された疑問点について議論を行うための公的なフォーラムを提供した。TRG の目的は、IFRS 第 17 号の適用上の疑問点に関する利害関係者へのサポートおよび IASB への情報提供を行うための公的な議論の促進にある。
- 基準公表以来、IASB スタッフは、IFRS 第 17 号の適用を補助するため、利害関係者との様々な活動にも取り組んできた。10 月 24 日の IASB 会議において、IASB は、スタッフが作成した適用上の問題と懸念のリストに基づく、IFRS 第 17 号に対する潜在的な修正の検討に合意した。IASB は、この評価規準は、変更に対する高いハードルを設定しており、提案された修正は、発効日の著しい遅延を避けるために、狭い範囲にとどめ、早急に検討する必要があると指摘した。
- IASB は、これまで、報告された懸念および適用上の課題について検討する会議を、数回開催してきた。2018 年 6 月の年次改善を含め、現在までに提案された改正案の要約を、本資料の後段に記載した。

2 月の IASB 会議で議論された議題の概要

- IASB は、2019 年 2 月 7 日の会議において、適用範囲と移行に対する 6 つの懸念と適用上の課題が、基準修正の評価規準を充足するかを評価した。以下の表は、これら 6 つの問題に関する決定の要約である。2 つの論点について、一部の要素が今後の会議でさらに議論されると予想される。

スタッフ・ペーパー	懸念および適用上の課題	IASB の決定
重要な保険リスクを移転する貸付金 (スタッフ・ペーパー2A)	保険リスクを伴う貸付金に関する IFRS 第 17 号の適用範囲	修正 *
移行—選択可能性と比較情報 (スタッフ・ペーパー2B)	移行アプローチの選択可能性	修正なし
	移行における比較情報	修正なし
移行—リスク軽減オプションおよびその他の包括利益累計額 (スタッフ・ペーパー2C)	変動手数料アプローチによるリスク軽減オプションの遡及適用の禁止	修正なし *
	移行におけるその他の包括利益累計額	修正なし
移行—修正遡及アプローチ (スタッフ・ペーパー2D)	修正遡及アプローチにおける要求事項(公正価値アプローチにおいて同様の問題が生じる場合を含む)	一部修正

* この問題点の一部の要素は、今後の議論において再び取上げられる。

重要な保険リスクを移転する貸付金

5. IASB は、契約における唯一の保険リスクが、契約によって創出された債務の一部または全部の支払である契約全体に対して、IFRS 第 17 号ではなく、IFRS 第 9 号を適用する選択を導入するために、IFRS 第 17 号の修正の提案に同意した。債務者が死亡した場合に、残額の返済を免除されるような融資を顧客に対して行っている銀行が、事例として存在する。スタッフは、IFRS 第 9 号の適用を契約単位で選択することを企業に要求する取扱いを提案していた。しかし、いくつかの議論の後、IASB メンバーは、IFRS 第 17 号によるポートフォリオの定義を用いるなどして、ポートフォリオレベルでの選択を行うべきであると提案した。また、企業的意思決定は、会計方針の選択としてではなく、選択として記載されるべきであると明確化された。会計方針の選択は、連結グループ・レベルでの一貫した適用が必要となるが、企業の選択は、連結グループ・レベルにおいて統一する必要のない、企業内の異なる事業に異なる選択を許容するからである。
6. IASB は、この修正は、貸付またはその他の債務に組込まれた保険カバーが存在する、銀行が発行する商品を含む様々な商品に関する利害関係者の懸念に対応すると考えている。例えば、死亡による支払い免除を伴う住宅ローン、エクイティ・リースやリバース・モーゲージ、収入条件付きの学生ローン契約などである。
7. IFRS 第 17 号の範囲に含まれる保険契約の定義は、主に IFRS 第 4 号「保険契約」から変更されていないが、IFRS 第 17 号では、保険契約内の構成要素の分離の要求事項がより厳しくなっている。スタッフは、この議論および修正の提案は、ペーパーに記載されている契約以外を対象としておらず、したがって、特定のクレジットカード契約に組込まれている保険については、スタッフによって別途検討されており、将来の会議において IASB に提出されるであろうと述べた。
8. 1 名の IASB メンバーは、IFRS 第 9 号を適用する選択が行われた場合、その金融商品は純損益を通じた公正価値測定が要求されるべきであると提案した。しかし、数名の IASB メンバーは、企業がそのような契約について IFRS 第 9 号に基づく会計処理を選択した場合、SPPI テスト(すなわち、金融商品が元本と利息のみを有するかを決定するテスト)は、IFRS 第 9 号における貸付金および他の債務の分類のための堅牢なテストであると考えられ、更なる要求事項の追加に消極的であると述べた。すなわち、金融商品が SPPI テストを充足しないと判定された場合には、純損益を通じた公正価値測定が必要となる。
9. 数名の IASB のメンバーは、IFRS 第 9 号が選択された場合には、追加的な開示を要求すべきであると提案したが、1 名の IASB のメンバーは、IFRS 第 9 号の開示は十分であり、複雑な金融商品に関する開示に適切に対応していると指摘した。さらに、スタッフは、IFRS 第 17 号のすべての修正の結果として生じる追加的な開示の必要性については、将来 IASB が対処することになると指摘した。
10. スタッフによる、保険契約の定義の修正も、IFRS 第 17 号の投資要素の分離に関する原則も修正しないというアプローチは、IASB によって歓迎された。同様に、IASB は、これが選択であることにより、主に保険契約を発行する企業は、これらの契約を IFRS 第 17 号に基づき会計処理し、銀行のように、主に金融商品が発行する他の企業は、IFRS 第 9 号を適用することが可能となると認識し、この提案に同意した。

移行における選択可能性と比較情報

移行措置の要求事項に含まれる選択可能性

11. IASB は、IFRS 第 17 号の現行の要求事項を維持し、IFRS 第 17 号の遡及適用が実務上不可能である場合には、企業が修正遡及アプローチまたは公正価値アプローチのいずれかを選択できる取扱いに同意した。
12. 1 名の IASB メンバーは、移行アプローチの選択は、企業間の比較可能性を低下させる可能性があり、この比較可能性の欠如は、移行後数年間継続する可能性があるとの懸念を表明した。しかし、IASB は、スタッフの分析に同意し、そのような修正は、比較可能性を高める可能性があるが、進行中の適用プロジェクトを不当に混乱させる可能性があるとの見解を示した。スタッフ・ペーパーは、利害関係者が、開示要求によりいくつかの報告された懸念が潜在的に軽減されると考えていると述べている。

過去の報告期間の比較情報を表示する要求事項

13. すべての IASB メンバーは、IFRS 第 9 号が適用された場合には許容されているにもかかわらず、IFRS 第 17 号への移行時に比較情報の修正再表示を免除するために、IFRS 第 17 号を修正すべきではないという提案に同意した。IASB は、比較対象の修正再表示を要求しないという提案が、2021 年 1 月 1 日の発効日に対応するための救済措置として利害関係者から提起されたが、2018 年 11 月の IASB における発効日の 1 年延期の提案を考えると、この懸念は、対処されたと思われると述べた。

14. また、利害関係者は、IFRS 第 9 号が適用される際には、企業が金融資産に関する比較情報の修正再表示を免除する一方で、IFRS 第 17 号に基づく比較情報の修正再表示を要求すると、会計上のミスマッチを引き起こす可能性があるとの懸念を表明した。しかし、議論の中で、数名の IASB メンバーは、IFRS 第 9 号の数値についても、後知恵を使う必要がない場合は、修正再表示の選択によって、企業がこのミスマッチを回避できることを強調した。

15. また、数名の IASB メンバーは、IFRS 第 9 号の適用者が、すべて以前に同じ要件 (IAS 第 39 号「金融商品:認識及び測定」) を適用していたため、IFRS 第 17 号を適用する出発点は、IFRS 第 9 号の移行時の出発点とは大きく異なると指摘した。対照的に、IFRS 第 17 号は、保険会社の財務諸表に広く浸透している保険契約の会計処理に対して、根本的な変更をもたらしており、IFRS 第 4 号に基づく従前の会計処理は、多種多様な会計実務に従っていた。IFRS 第 17 号における比較情報の修正再表示の免除は、財務諸表の複雑性を著しく増大させ、したがって、修正の評価規準を充足しない。

リスク軽減オプションに関する移行措置およびその他の包括利益累計額

リスク軽減オプションの遡及適用の禁止

16. IASB は、変動手数料アプローチにおけるリスク軽減オプションの遡及適用を禁止する、移行における要求事項の維持に同意した。遡及適用を許容すると後知恵が使用されるため、「チェリー・ピッキング(いいところだけつまみ食いをする選択)」の機会を生み出す可能性が指摘された。しかし、IASB は、移行に関して利害関係者から提起された懸念の有効性を認識し、スタッフが現在検討しているこの問題の代替的解決策に関して、将来の会合での議論を歓迎した。

17. 上記の背景として、スタッフは、企業が変動手数料アプローチを適用する契約に内在する金融リスクを軽減するためにデリバティブを使用する場合、デリバティブの影響は、純損益に含まれるが、保険契約への影響は、通常、(不利な契約でなければ) 契約上のサービス・マージンを調整すると指摘した。変動手数料アプローチを適用する契約に対してリスク軽減オプションを適用する企業は、一定の基準を充足する場合には、金融面の前提変更の影響について契約上のサービス・マージンの調整からの除外を選択できる。

18. 利害関係者は、移行において、このリスク軽減オプションは、将来に向かってのみ適用可能であり、その結果、過去のリスク軽減活動が反映されていないため、移行時の契約上のサービス・マージンの潜在的な虚偽表示と、その結果として(潜在的に長期にわたる) 将来の利益の虚偽表示につながるのではないかと懸念を表明した。この選択の適用が、遡及的に、または少なくとも (IFRS 第 17 号の最初の適用日ではなく) 移行日から将来に向かって認められるべきであると提案している利害関係者も存在する。

19. いずれのアプローチにおいても、事前のリスク軽減戦略と目的の文書化が不可欠であると指摘したが、実際の困難は、リスク軽減オプションが過去の期間に適用されていたであろう関係性と、オプションがカバーするリスク軽減の範囲の決定にあると認識した者もいた。これは、IFRS 第 9 号における公正価値オプションの指定とは異なる。IFRS 第 9 号における公正価値オプションの適用が選択された場合、その結果生じる測定がどのように遡及適用されるかについての選択肢はない。

20. 数名の IASB メンバーは、移行日から将来に向かうリスク軽減オプションの適用についての提案への賛成を表明し、これは、移行における比較可能性を高め、比較情報に関する前述の議論と相互に関連していると指摘した。また、過去の期間のリスク軽減の累積的な影響が大きくなる可能性があるため、当該オプションを 1 年だけ拡大しても問題は解決されないとする意見もあった。IASB は、リスク軽減オプションの遡及適用の禁止を決議したが、他の解決策の可能性を残し、将来の会議で議論されることになった。

その他の包括利益で認識される保険金融収益または費用の移行時における累計額の決定

21. すべての IASB メンバーは、OCI オプションを選択した企業に対し、企業が遡及アプローチを適用するための合理的かつ裏付け可能な情報を有していない場合に限り、移行日時点でその他の包括利益累計額をゼロとする取扱いを許容する現行の要求事項の維持に同意した。

22. 利害関係者は、その他の包括利益累計額を、移行時にゼロに設定する一方で、関連する資産のその他の包括利益累計額をゼロに設定しない取扱いにより、移行時の持分および将来の投資マージンの認識を歪めるのではないかと懸念を表明した。したがって、この遡及適用のための合理的かつ裏付け可能な情報を持たない企業は、IFRS 第 17 号への移行時に関連する資産のその他の包括利益累計額をゼロとみなす取扱いが許容されるべきであると提案している。また、移行時の保険契約のその他の包括利益累計額を、資産のその他の包括利益累計額と同額とする取扱いを許容すべきとする代替案が存在した。数名の IASB メンバーは、この問題は、リスク軽減オプションの遡及適用と相互に関連していると指摘し、この決定と一致して、IASB は現行の要求事項を維持することを決定した。

移行—修正遡及アプローチ

23. すべての IASB メンバーは、保険契約が取得される以前に発生した保険金の決済に係る負債の、発生保険金に係る負債への分類を企業に要求する、修正遡及アプローチに対する特定の修正の提案に同意した。この変更は、遡及アプローチを適用するための合理的かつ裏付け可能な情報を有していない場合にのみ認められる。IASB は、公正価値アプローチが適用される場合、このような負債を発生保険金に係る負債として分類する選択を許容するための、基準の修正案に合意した。IASB の決定は、ポートフォリオ移転や一部の企業結合において、取得された契約が、企業が発行した契約と同じシステムで管理されているため、発行した契約から生じる保険金と取得された契約から生じる保険金の区別は、実務上不可能と指摘した利害関係者への対応であった。

24. IASB は、同様に、修正遡及アプローチに関して、以下に同意した。

- 合理的かつ裏付け可能な情報に関連して、移行に関する現行の IFRS 第 17 号の要求事項を、以下の通り維持する。
 - 企業が当該要求事項を遡及適用するための合理的かつ裏付け可能な情報を有している場合、特定の修正を使用できない。
 - 企業が当該修正を適用するために合理的かつ裏付け可能な情報を有している場合にのみ、特定の修正を使用できる。
- 企業が独自の修正を使用または開発することを許容するような IFRS 第 17 号の修正は行わない。
- 発生が見込まれていたキャッシュ・フローを遡及して見積る代わりに、発生したことが判明しているキャッシュ・フローを使用するという修正について、IFRS 第 17 号の修正は行わない。
- 変動手数料アプローチに基づく契約グループに関する契約上のサービス・マージンを決定するために、一般モデルに基づく契約グループに関する特定の修正の適用を許容するような IFRS 第 17 号の修正は行わない。

25. IASB メンバーは、遡及アプローチの合理的な近似となる移行アプローチを開発するという目的を充足するために、移行において許容される修正は限定されていると述べた。このモデルのさらなる修正は、この目的に反する。しかし、何名かの利害関係者は、要求事項の適用が困難であると理解しており、IASB メンバーは、一部の要求事項を明確にできると提案した。企業は、遡及アプローチを適用する場合と修正遡及アプローチにおいて特定の修正を適用する場合の両方において、必要な見積りは禁止されていない。例えば、実績キャッシュ・フローに関するデータが収集されていないか、あるいは、要求されるレベルとは異なるレベルで収集されている場合、企業は、それらの金額を見積るために、合理的かつ裏付け可能な情報の使用が要求される。1 名の IASB メンバーは、スタッフが移行に関する要求事項を明確にするために、スタッフ・ペーパーに添付されている図表に加え追加的な教育文書の作成を提案した。

これまでの全修正案の概要

26. IASB は、現在までに、IFRS 第 17 号に関する以下の修正を提案している。

領域	会議	修正案
範囲	2019 年 2 月	特定の貸付に関する適用範囲
当初認識	2018 年 6 月	IFRS 第 17 号第 28 項の用語の明確化
保険獲得キャッシュ・フロー	2018 年 6 月	発行された契約と「発行が予想される」契約を含めるための第 27 項の明確化
	2019 年 1 月	契約の境界線の外側における将来の予想される更新に関連する保険獲得キャッシュ・フローの要求事項の修正（および関連する修正）
非金融リスクに係るリスク調整	2018 年 6 月	リスク調整に関する二重計上のリスクを回避するための文言の明確化
契約上のサービス・マージン	2018 年 6 月	直接連動有配当保険契約に関するカバー期間の明確化
	2019 年 1 月	一般モデルにおける投資リターン・サービスを含む契約の契約上のサービス・マージンの償却（および関連する修正）
保有再保険契約	2019 年 1 月	基礎となる不利な契約において認識された損失が、保有再保険契約により比例的にカバーされる場合、保有再保険契約における利得を認識する（および関連する修正）
	2019 年 1 月	直接連動有配当保険契約におけるリスク軽減の例外の対象範囲を保有再保険契約に拡大
保険契約の表示	2018 年 12 月	資産となるポートフォリオと負債となるポートフォリオの分離表示
開示	2018 年 6 月	感応度分析の開示における文言の明確化
発効日	2018 年 11 月	IFRS 第 17 号の発効日を 2022 年 1 月 1 日まで 1 年間の延期
	2018 年 11 月	IFRS 第 9 号の一時的免除を 2022 年 1 月 1 日まで延期
企業結合	2018 年 6 月	IFRS 第 3 号「企業結合」を将来に向かって適用するための結果的修正
	2018 年 6 月	共通支配下の企業結合を、IFRS 第 17 号の要求事項から除外
	2019 年 2 月	修正適及アプローチおよび公正価値アプローチにおける、移行前に取得した発生保険金の分類
その他の修正案	2018 年 6 月	IFRS 第 9 号、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」および IAS 第 32 号「金融商品：表示」の文言の、これらの基準および IFRS 第 17 号において意図された適用範囲を達成するために修正
	2018 年 6 月	IFRS 第 17 号の設例 9 の更新

予想される今後の検討

27. IASB は、残された適用上の課題および懸念についての議論が、2019 年 3 月の IASB 会議においても継続されると述べた。スタッフは、すべての修正案の要約を提出し、以前に合意された評価規準に対する修正のパッケージ全体の評価と、提案された修正の結果としての開示に関する修正の必要性の検討を提案する。

28. IASB スタッフは、2018 年 10 月のアジェンダ・ペーパーにおいて、25 の適用上の課題を提示した。これらの懸念の大半は、現在対処されており、スタッフは、残りの問題は将来の会議に提出されるであろうと述べている。

- 集約のレベル(移行への影響を含む)
- リスク軽減の例外のさらなる分析、および
- 保険要素が組み込まれたクレジットカードに関する適用範囲

次のステップ

29. IASB は、デュー・プロセスに従い、公開草案の公表(2019 年 6 月末頃を予定)、適切なパブリック・コメント期間の設定、および修正案に対する回答についての再審議を行う。デュー・プロセスに要する期間を考慮すると、公開草案公表から修正案の最終化までに予想される期間は、通常 12~18 ヶ月である。

PwC は、IFRS 第 17 号「保険契約」に関連して、以下の刊行物もしくは資料を作成しています。

- [In transition INT2018-08: IASB agrees to propose certain further amendments to IFRS 17 to better reflect the economics of insurance contracts](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [In transition INT2018-07: IASB agrees to propose limited changes to balance sheet presentation of insurance contract assets and liabilities](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [In transition INT2018-06: IASB proposes to amend the effective date of IFRS 17 and extend the temporary exemption of IFRS 9 for insurers](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [In transition INT2018-05: IASB agrees on criteria for evaluating any potential future amendments to IFRS 17](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [In transition INT2018-04: TRG debates more IFRS 17 implementation issues](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [In transition INT2018-03: Amendments to IFRS 17 on the IASB Board agenda](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [In transition INT2018-02: Insurance TRG addresses unit of account, contract boundary, and coverage unit issues](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [In transition INT2018-01: Insurance TRG holds its first meeting on IFRS 17](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [In brief INT2017-05: IFRS 17 marks a new epoch for insurance contracts](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [In depth INT2017-04: IFRS 17 marks a new epoch for insurance contract accounting](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [Using Solvency II to implement IFRS 17](#) (原文英語のみ)
- [IFRS 17 - Redefining insurance accounting](#) (原文英語のみ)